

随意契約理由書

別紙2

神戸市

件名	消防救急デジタル無線用市役所庁内光回線改修
契約の相手方	OK I クロステック株式会社 関西支社
根拠法令	地方自治法施行令 第167条の2第1項 第2号
随意契約の理由 <p>消防救急デジタル無線システムは沖電気工業株式会社が製造開発したシステムです。 消防救急デジタル無線用市役所庁内光回線は、消防救急デジタル無線システムの一部であり当光回線引きなおしにあたり装置の調整及びシステムの動作確認は、沖電気工業株式会社あるいは、その指定会社の技術者以外には知りえないものであり、他メーカーの技術者では当該作業を実施することができません。 また、製造者である沖電気工業株式会社は当該作業をOK I クロステック株式会社関西支社を整備・修繕の業務を含む保守業者に指定しています。 したがって、本業務に必要な不可欠な技術を有し、確実に履行できるのはOK I クロステック株式会社関西支社以外にありません。</p>	
担当部署 (問合せ先)	消防局総務部施設課情報通信係 (電話番号 331-0307)